

令和 6 年
第 1 2 回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第 1 2 回総会日程

令和 6 年 1 2 月 2 5 日
役 場 全 員 協 議 会 室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による
農用地利用集積等促進計画（案）について
- (6) 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (7) 日の出町農業委員会会長専決規程第 4 条による報告について

5. 閉 会

令和6年第12回日の出町農業委員会総会

令和6年12月25日
役場全員協議会室

議席	氏 名	議席	氏 名
1	天 野 幸 次 君	9	森 田 弘 子 君
2	山 崎 茂 樹 君	10	石 塚 義 子 君
3	和 田 勝 君	11	土 澤 孝 一 君
5	青 木 崇 君	12	鈴 木 忠 彦 君
6	馬 場 敏 明 君 (欠席)	13	嶋 崎 学 君
7	関 根 進 君	14	松 本 哲 男 君
8	田 中 豊 弘 君	15	野 口 隆 昭 君

事務局職員

事務局長 原 祐 一
事務局次長 秋 山 克 也
事務局 宮 林 克 芳

事務局長 定刻になりましたので、只今から今年最後となりますが、令和6年日の出町農業委員会第12回総会を開会いたします。
まず初めに野口会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 本日は総会にあたり招集させていただきましたところ、出席ありがとうございます。
今日、馬場委員が欠席ということですが、ご審議をよろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございました。
続きまして、日程3、議事録署名委員の指名及び議事進行を会長にお願いいたします

会 長 日程3、議事録署名委員の指名をさせていただきます。8番田中委員、12番鈴木委員お願いいたします。本日の欠席は、6番馬場委員です。
それでは、4. 議事に入らせていただきます。(1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は青木委員です。お願いいたします。

委 員 場所につきましては、第1号議案の案内図をご覧ください。
周辺の営農状況につきましては、東側は畑になっており、南側は栗林で、西側は道路、北側は住宅地となっております。
当該地の営農状況につきましては、長ネギとブルーベリーが植わっております。現在冬なので、他は植わっていませんが、草など生えておらず、綺麗な状況となっております。
現地確認に関しましては、宮林主任と12月19日に行いました。現地確認については以上です。
ご審議をお願いします。

会 長 事務局及び青木委員の説明が終わりました。
委員の皆さんでご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

続きまして、(2) 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は嶋崎委員です。お願いいたします。

委 員 それでは第 2 号議案の現地確認状況について、ご説明させていただきます。
12月19日に事務局の宮林主任と一緒に行って参りました。場所につきましては、案内図をご覧いただきたいと思います。
周辺の営農状況につきましては、住宅が一部西側と北側にありますけれども、周辺は農地に囲まれた状況で、いずれも耕作をされている状況でございます。
当該地につきましては、ビニールハウスが 3 棟建っております。夏にはトマトが作られておりました。現在は、1 棟にキャベツが植えられております。農地には主にサツマイモが作られていた状況ですが、現在は大根、玉ねぎ、のらぼうが植えられて、綺麗に耕作されております。
周辺の営農への影響は綺麗にされておりますので、特にないという状況でございました。以上です。

会 長 事務局及び嶋崎委員の説明が終わりました。
委員の皆さんでご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
これは、更新ということですか。

事務局 はい、そうです。

会 長 他にありますか。土澤委員。

委 員 昨年の 12 月ということでこの案件が出たの更新ということだと思いますが、その時に記憶にあるんですけど、農地所有適格化法人という話が出て、1 年間みてというお話しだったと思うんですけど、1 年経って農地所有適格化法人を取得できたと考えてよろしいですか。

事務局 本来であれば 1 年で農地を買いたいというお話しでしたが、農地所有者が亡くなられて、相続が発生し、まだ相続も終わっていないということで、農地所有適格化法人を取得したということにはなっておりません。

委 員 分かりました。

会 長 他にご意見ありませんか。

質問がないようですので、(2) 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

続きまして、(3) 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請と (4) 議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、関連案件でありますので、一括審議といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 ここで A 委員につきましては、関連案件のため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び、日の出町農業委員会会議規則第 10 条の規定により参与することはできません。一時退出をお願いいたします。

地区担当は青木委員です。説明をお願いいたします。

委 員 第 3 号議案の案内図をご覧ください。

12 月 19 日宮林主任と私で現地確認を行いました。

周辺の営農状況に関しましては、西側は道路、北側は別の畑になっており、そちらの方も耕作をされておりますので、ここで作物を作るにはとても良い場所だと思います。

当該地、第 3 号議案の方につきましては、長ネギなどが植わってしまして、堆肥を作る置場があります。

また、第 4 号議案につきましては、今年耕作した様子は見れませんが、草刈りはやっておりますので、耕うんすれば営農できる状況になっています。

私からの報告は以上になります。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局及び青木委員の説明が終わりました。

委員の皆さんでご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

意見、質問がないようですので、(3) 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請と (4) 議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

A 委員は中に入ってください。

続きまして、(5) 議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条

第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （ 説明 ）

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は青木委員です。説明をお願いいたします。

委 員 場所につきましては案内図をご覧ください。
当該地につきましては、南側と西側が栗林になっております。
当該地の営農状況につきましては、ハウスは暖房も付いている立派なハウス
でして、中ではケール、ほうれん草か小松菜といった葉物野菜が栽培され、綺麗にされていました。
現地確認については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局及び青木委員の説明が終わりました。
なお、本日借手でありますBさんに来ていただいておりますので、営農計画等について説明を求めます。それではBさん自己紹介と及び営農計画について、説明をお願いいたします。

Bさん 青梅市で新規就農しまして、以前勤務していた会社の社長が農業の引退を考え始めまして、部分的にその会社が使用していた畑をそのまま使用できればということで申請いたしました。
青梅市の方では現在、露地ばかりなので、白菜とかキャベツとか栽培し、日の出町の方はハウスが使えるので、夏場はトマトを作ったりとか、冬も葉物を作っていければと思っています。説明は以上です。

会 長 Bさんの説明が終わりました。委員さん方で意見、質問がございましたらお願いします。青木委員。

委 員 青梅市で新規就農したということですが、青梅市で何箇所くらい畑があるのか教えていただけますでしょうか。

Bさん 畑が点在していますが、3箇所になります。

会 長 他に質問ありませんか。田中委員。

委 員 ハウスは何平米なんですか。

Bさん ハウスは600平米です。

会 長 他にありませんか。

質問がないようですので、Bさんはここで退出をお願いします。

Bさんには退出願いました。委員さんの皆さんで改めてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

ないようですので、(5)議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について、決定としてよろしい委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は決定といたします。

続きまして、(6)議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は和田委員です。説明をお願いいたします。

委 員 12月10日金曜日に、秋山係長と宮林主任と私で現地確認をして参りました。周辺は、北側は田んぼになっていまして、さらに上は山になっております。山の麓という感じの場所です。

当該地は、綺麗なため池になっています。

周囲の営農状況としては、西側は現地を確認した時には、イノシシの遊び場のような状況になっていまして、ものすごい足跡がありましたので、畑とか田んぼとして使用しないとますます酷くなってしまうと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局及び和田委員の説明が終わりました。

委員の皆さんでご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

意見、質問がないようですので、(6)議案第3号農地法第3条の規定による許可申について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

続きまして、(7)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （ 会長専決処理報告 第5条届出2件 ）

会 長 事務局の説明が終わりました。

只今の報告につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。意見、質問がないようですので、(7)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。

以上を持ちまして、本総会の日程は終了いたします。

署 名

番

番